

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和7年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づく、予防接種の実施とそれに伴う事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な手続き】 <ul style="list-style-type: none">・予防接種の実施・実費の徴収・予防接種の記録・健康被害の救済措置・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) <ul style="list-style-type: none">・第9条第1項・別表14の項、126の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none">・第10条、第67条の2 3 番号利用法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4 番号利用法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) 第2条表中の25、26、153、154、160の項、第27、28、155、156、162条 (第2条の表における情報照会の根拠) 第2条表中の25、27、28、29、153の項、第27、29、30、31、155条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康・医療連携課
②所属長の役職名	健康・医療連携課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部 健康・医療連携課 072-939-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部 健康・医療連携課 072-939-1111
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	セキュリティの研修を受講し、ガイドラインの留意事項等を遵守し業務を遂行している。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	セキュリティの研修を受講し、ガイドラインの留意事項等を遵守し業務を遂行している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康課	こども・健康部 健康課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部 健康課	こども・健康部 健康課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 健康課	こども・健康部 健康課	事後	
平成28年6月30日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月30日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年1月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)無し (別表第二における情報照会の根拠) 17,18,19の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19の項	事後	
平成29年5月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①所属長	健康課長 伊藤 博文	健康課長 北裏 善一	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①所属長	健康課長 北裏 善一	健康課長	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	<<新規>>	項目を追加	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	こども・健康部 健康課	健康福祉部 健康課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	こども・健康部 健康課	健康福祉部 健康課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	こども・健康部 健康課	健康福祉部 健康課	事後	
令和2年5月19日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づく、予防接種の実施とそれに伴う事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な手続き】 ・予防接種の実施 ・実費の徴収 ・予防接種の記録 ・健康被害の救済措置	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づく、予防接種の実施とそれに伴う事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な手続き】 ・予防接種の実施 ・実費の徴収 ・予防接種の記録 ・健康被害の救済措置 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施	事後	
令和3年5月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一の10の項、93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条、第67条の2	事後	
令和3年5月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項、115の2の項	事後	
令和3年5月31日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年5月31日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づく、予防接種の実施とそれに伴う事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な手続き】 ・予防接種の実施 ・実費の徴収 ・予防接種の記録 ・健康被害の救済措置 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づく、予防接種の実施とそれに伴う事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な手続き】 ・予防接種の実施 ・実費の徴収 ・予防接種の記録 ・健康被害の救済措置 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年12月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一の10の項、93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条、第67条の2	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一の10の項、93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条、第67条の2 3 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月21日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	十分である	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一の10の項、93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条、第67条の2 3 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4 番号法第19条第6号(委託先への提供)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一の10の項、93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条、第67条の2 3 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項、115の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (第2条の表における情報提供の根拠) 第2条表中の25、26、153、154、160の項、第27、28、155、156、162条 (第2条の表における情報照会の根拠) 第2条表中の25、27、28、29、153の項、第27、29、30、31、155条	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康課	健康福祉部 健康・医療連携課	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	健康課長	健康・医療連携課長	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部 健康課	健康福祉部 健康・医療連携課	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 健康課	健康福祉部 健康・医療連携課	事後	
令和6年9月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月10日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月10日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月10日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	(様式変更のため新規追加)	十分である セキュリティの研修を受講し、ガイドラインの留意事項等を遵守し業務を遂行している。	事後	
令和7年6月10日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(様式変更のため新規追加)	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である セキュリティの研修を受講し、ガイドラインの留意事項等を遵守し業務を遂行している。	事後	